

## （仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案） 平成30（2018）年2月16日段階

- ・「西東京市の子ども」がいつそう自分らしく笑顔で生きていくことができるように（ただし、西東京市で生じた「事件」等を忘れずに）するためにも、「総合的な条例」にする。
- ・行政、関係機関・施設、市民・NPO等の連携がさらに進展し、市全体で子どもの育ちを支え、「子どもにやさしい西東京」づくりができるようにする。
- ・できるだけわかりやすい規定・文章にする。

### ◆ 前文

条例の基本的な考え方、子どもや市民へのメッセージ

←「子ども調査」を踏まえて検討する。

（西東京市の取り組みの反映：子どもの命と人権を守るため、児童虐待防止に向けた取り組みや関係機関の連携強化など多くの施策を進めている。

法改正の趣旨を踏まえて：平成28年5月の児童福祉法改正により、子どもの権利擁護が理念として位置付けられたことなどを踏まえ、さらに取り組みを進めていくためにも本条例を制定する。）関係法令：児童福祉法〔第一条～第三条〕

国際基準：国連・児童（子ども）の権利条約、障害者権利条約等の人権条約

## 1 総則

### 1) 目的

いまと未来を生きるすべての子どもたちが健やかに育つ環境を整えるため。

その理念を共有し、市民と協働してまち全体で子どもの育ちを支えていくため。

### 2) 言葉の意味

本条例上の実施に必要な範囲で、「子ども」「保護者」「育ち学ぶ施設（保育園、幼稚園、学校等）」の定義をする。

(1) 子ども：西東京市在住、通学、活動している18歳未満の人（+但書）

(2) 保護者：親、里親その他親に代わり養育する人

(3) 育ち学ぶ施設：児童福祉法（昭和22年法律164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設

### 3) 市やおとなの役割

市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者等の役割、関係機関・施設・市民等との連携、さらに都や国との連携を定める。

- (1) 市の役割：子どもがすこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮し、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 子どもに関わるおとな・施設等の役割：
  - ア 保護者は、子育てについての第一義的責任を負うことを自覚し、子どもがすこやかに育つよう努めること
  - イ 育ち学ぶ施設は、子どもが主体性を持ち、学び、成長できるよう支援に努めること
  - ウ 市民は、地域の中で子どもが育っていくことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めること
  - エ 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること
- (3) 関係機関・施設・市民等との連携：市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者は、お互いに連携し、協力して子どもの育ちを支援すること
- (4) 都や国との連携：市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

## 2 子どもの生活の場での支援と支援者の支援

子どもの生活の場＝家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等で、上に規定するような役割を果たすことが求められているが、それぞれがその役割が果たせるよう支援される。

### 1) 保護者・家庭への支援

- (1) 保護者：家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること  
(そのためにも)
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう協力し、支援に努めること

### 2) 育ち学ぶ施設・職員への支援

- (1) 育ち学ぶ施設：子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること  
(そのためにも)
- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が適切な子どもへの支援ができるよう必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

### 3) 地域・住民への支援

- (1) 市民：地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること  
(そのためにも)
- (2) 市民、事業者、市はその役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

## 3 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

子ども施策については、特に子どもをめぐる今日的課題（法や政策により取り組んでいるにもかかわらずなお問題が多い課題）である、子ども虐待、いじめ、貧困問題、さらには健康の問題を取り上げる。また、子どもをめぐる状況の改善・進展に必要であり、かつ取り組まれている居場所づくり、意見表明・参加にかかわる規定も入れる。さらに、子どもにやさしいまちづくりに欠かせない、子どもの権利の普及についても規定する。なお、相談・救済にかかわる規定は次の章で規定する。

\*以下の項目で良いか、他に規定する項目はないか？

\*どこまで（主語を含め）「具体的な内容」にするか？条例で施策・取り組みの方向づけをしても良いが、「拘束」しすぎてはかえって必要な施策・取り組みを阻んでしまう。

### 1) 虐待への対応

関係法令：児童虐待の防止等に関する法律

- (1) 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者：子どもが虐待を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らせるように努めること
- (2) 市：子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設、市民及び事業者：子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市：虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

### 2) いじめへの対応

関係法令：いじめ防止対策推進法、西東京市いじめ防止対策推進条例

- (1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）及び西東京市いじめ防止対策推進条例（条例第 59 号）の定めに基づき、子どもが安心して生活することができる環境の実現に努めること

### 3) 子どもの貧困問題への対応

関係法令：子どもの貧困対策の推進に関する法律

- (1) 子どもが安心して過ごし、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に取り組むよう努めること

### 4) 健康と環境づくり

公園、みどり・自然を求める子どもの意見が多いことを踏まえて規定する。

- (1) 子どもの心身の健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境づくりに努めること

### 5) 子どもの居場所

「居場所」（場所だけではなく、そこでの人間関係も含めて）の考え方自体の普及・共有も必要である。

- (1) 子どもが安心して過ごし、遊び、学んだり、活動したりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めること

### 6) 子どもの意見表明や参加

子どもの意見表明・参加は、子どもの権利条約の一般原則の一つであり、改正児童福祉法でも規定された重要な点である。

\*子どもの社会参加にかかわる、例えば「子ども会議」のような組織を設置するのか？

\*学校、育ち学ぶ施設子ども関係施設などの仕組みづくりや取り組みに踏み込むのか？

\*機会や仕組みをつくるだけでは意見表明・参加は進まないで、そのための条件整備や支援が必要になってくるが、それらの点をどこまで規定するのか？

- (1) 市：子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会及び仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者：子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3)

## 7) 子どもの権利の普及

子ども施策や子どもにやさしいまちづくりを進展させる上でも、子ども自身が、そして子どもにかかわる人や行政が子どもの権利を知ることが不可欠である。

\* 育ち学ぶ施設関係者の学習の機会や研修について規定するのか？

- (1) 市：この条例と子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもがわかり、身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 市：家庭や育ち学ぶ施設、地域において、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市：市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

\* マイノリティの対応を独自の規定にするか？前文に譲るか？

## 4 子どもの相談・救済

3で規定しても良い項目であるが、新たな制度設置・取り組みであり、条例による根拠づけが必要なものであるため、独立した章で規定する。国連・子どもの権利委員会による勧告や30以上の自治体での取り組み（とりわけ、川西市、豊田市、松本市、世田谷区等の制度や活動）を参考にして、公的な第三者機関にかかわる内容を規定する。

条例の規定と規則に委ねる内容については、さらに精査していく。

この章の規定に基づいた制度設計や既存の相談・救済機関との連携が重要になる。

\* 以下、名称を含め（ここでは、よく使われている「子どもの権利擁護委員」にしておくと、子どもにわかりやすく親しみやすい愛称を子どもたちに考えてもらう）、個々の規定内容がいずれも問題になる。

### 1) 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 制度の設置：市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、市長の附属機関として西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置すること
- (2) 委員の数：擁護委員は、3人以内
- (3) 委員の選出：擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 委員の任期：擁護委員の任期は3年。ただし、再任することができること
- (5) 相談・調査委員：擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 委員の解任：擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

## 2) 擁護委員の仕事

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

## 3) 要請や意見表明の尊重

- (1) 市及び市の機関：要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) 市及び市の機関以外のもの：要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること

## 4) 擁護委員の独立性の確保と活動への協力

- (1) 市及び市の機関：擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民・事業者：擁護委員の仕事に協力するよう努めること

## 5) 見守りなどの支援

- (1) 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

## 6) 活動の報告と公表

- (1) 擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

## 5 推進と検証

### 1) 推進計画

\*子どもに関する総合的な計画については、すでに「子育て・子育てワイワイプラン」が策定されているため、この計画を条例推進の計画に位置付けることを検討する。その際、プランと条例との関係をできる限り明示する。

- (1) 市：条例に基づいて子どもにかかわる施策を進めていくための基本となる計画（以下、「推進計画」という。）をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること
- (2) 市：推進計画をつくるときは、子どもを含めた市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市：推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

### 2) 推進体制など

\*庁内の推進体制のみならず、行政・関係機関・市民/NPO等との連携を図るため、子どもの実態の把握と「共有」に資する規定を入れるか？

- (1) 市長：子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部：子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかること
- (3)

### 3) 検証

条例が推進されているか、計画の進捗状況等を検証する必要がある。検証を行う機関を設置し、PDCAを踏まえつつ従来の仕組みを超えるような取り組みにする。

\*当市の子ども・子育て施策について検討を行う「西東京市子ども子育て審議会」があるので、その審議会が設置する専門部会において検証することについても検討する。その際、第三者性や専門性等をどう確保するか、あるいは条例にかかわる部分とそれ以外の部分の区別をどうするかなどを検討する必要がある。

- (1) 市：条例及び子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること
- (2) 検証する組織：
- (3) 検証結果の報告とそれに基づく提言：検証の結果を市長及び市の機関に報告すること
- (4) 検証結果の尊重：市長及び市の機関は、検証の内容を尊重し、必要な措置をとること

## 6 雑則（委任）

---

- (1) この条例に定めるもののほか、必要なことは市長が別に定めること